

コーポレート・ガバナンス

グローバルに事業を展開する企業として、グループ全体のガバナンスレベル向上を図っています。

コーポレート・ガバナンス基本方針

当社は、お客様をはじめ、従業員、株主・投資家、社会から「存在を期待される企業」となるために、社会的責任を有する企業として、経営の重要性を認識し、透明・迅速・公正、果敢かつリスクを勘案した意思決定を確保する組織・仕組みを整備し、全てのステークホルダーとの信頼関係を構築していくことが、経営の最重要課題の一つとして認識しています。

より実効性の高いコーポレート・ガバナンスの実践と、継続的な改善の取り組みにより、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指しています。

コーポレート・ガバナンス基本方針はこちら

https://www.g-tekt.jp/company/pdf/governance_guideline.pdf

コーポレートガバナンス・コードへの対応

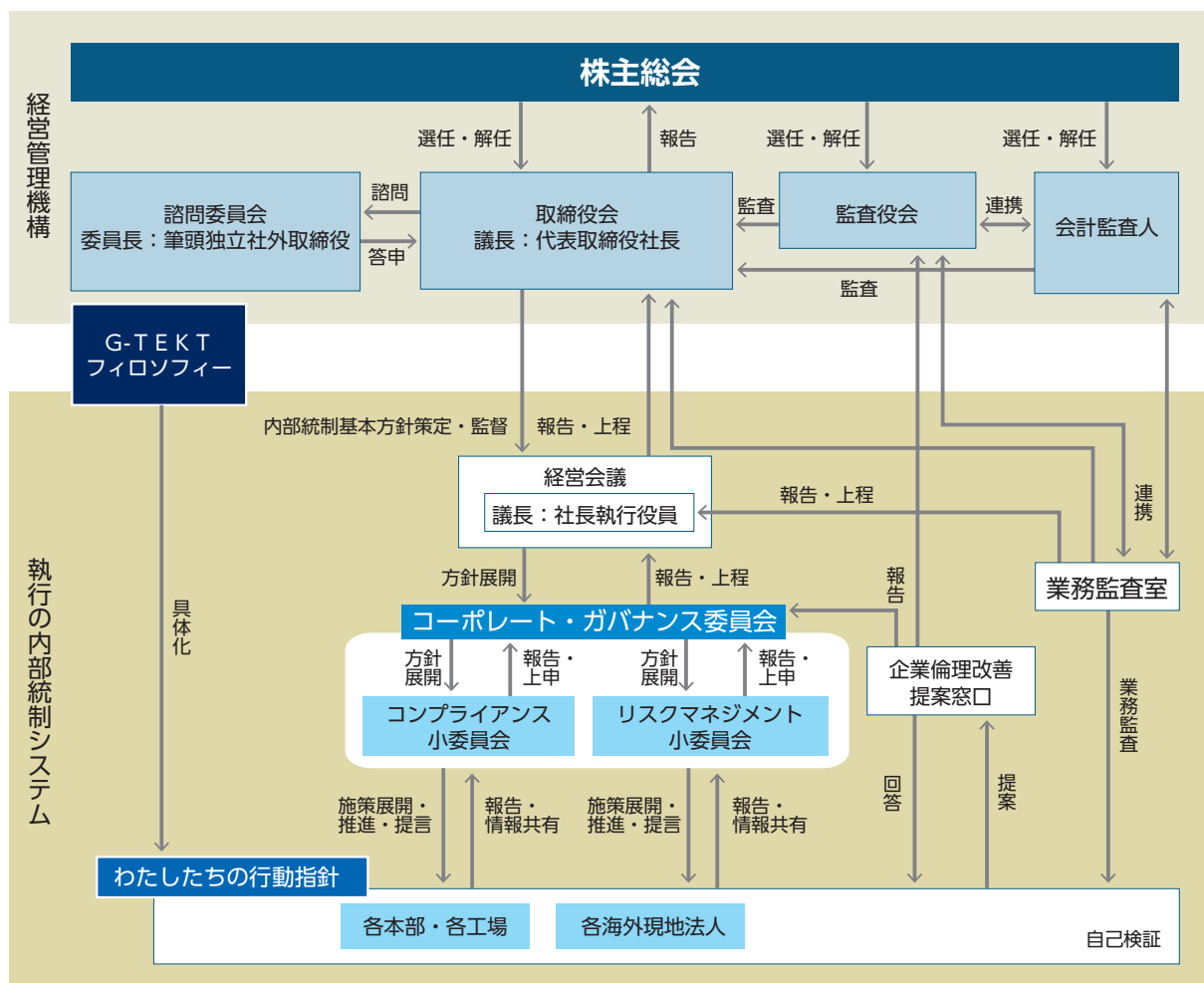
コーポレート・ガバナンス改革をより実質的なものへと深化させるために実施されたコーポレートガバナンス・コード改定（2018年6月）では、取締役会の構成、ダイバーシティ、独立社外役員の選任基準、経営陣の報酬決定方針及び手続等について、より踏み込んだ記載が追加されました。

これを受けて当社では、以下の通りコーポレート・ガバナンス体制の見直しを実施し、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に向けた体制強化を加速させています。

コーポレート・ガバナンス報告書はこちら

https://www.g-tekt.jp/company/pdf/governance_report.pdf

●コーポレート・ガバナンス体制図





取締役会の構成と機能

100年に一度といわれる大変革期を迎えた自動車業界では、企業は、急激な変化に対応するため、より多角的な視座に基づいて迅速に意思決定する組織への変革が求められています。

そこで当社では、取締役会のスリム化及びダイバーシティを掲げ、今般、大幅に構成及び機能を見直しました。

構成については、少人数かつ独立社外取締役の比率を3分の1以上とする基本方針の下、取締役を9名から5名に減員し、5名のうち2名を独立社外取締役とすることで、社外取締役による「外部の視点」がよりよく反映される構成としました。

そして、ダイバーシティの観点から、2019年度より、当社初の女性取締役（社外取締役）として、稲葉利江子氏を登用しています。同氏は、当社初の大学機関の研究者出身であり、当社の経営にこれまでにない新しい風を吹き込む存在になると期待しています。

機能については、取締役会が経営の方向性等の大局的な議論に注力するため、業務執行の決定について、監査役会設置会社として法令・定款の範囲内で重要事項の客観的な基準を整備し、経営会議に権限を委譲しました。

また、取締役会に対する執行役員の情報提供基準を見直すとともに、事務局が経営会議の内容を適時情報提供し、業務執行の監督に必要な情報を提供する体制を整備しました。

監査役会の構成と機能

当社は、監査役制度を採用しており、監査役会は監査役4名で構成されています。当社の事業に精通した常勤監査役（2名）が監査に必要な情報収集の役割を担い、社外監査役（2名）が財務、会計、法務等に関する知識に基づいて監査に高い専門性をもたらすことで、適切かつ有益な審議及び執行の監督・監査を担っています。

社外取締役及び社外監査役の独立性

当社は、海外議決権行使助言会社の議決権行使基準を参考に、東京証券取引所の基準よりもさらに厳格な独立性基準を定めています。当社の社外役員は、主要な株主、取引先、メインバンク等の出身者を排し、その影響力の及ばない独立性の高い人材を招聘し、企業としてより高度な透明性を確保しています。

役員報酬制度

当社の役員報酬制度は、企業価値の継続的な向上を可能とするよう、短期のみでなく中長期的な業績向上への貢献意欲を高める目的で設計しています。

当社では、固定報酬である基本報酬に加えて、経営を主導する役員へのインセンティブとして単年度の業績（営業利益）に連動する賞与制度を導入しています。具体的な配分は、役位に応じた基準額に貢献度に応じた係数を掛けて算出するものとし、客観性・透明性を確保するため、筆頭独立社外取締役を委員長とする諮問委員会において審議され、その審議結果を踏まえて、取締役会の決議により決定します。

これに加えて、業績連動型株式報酬制度を導入しています。株式報酬は、報酬と株式価値と連動させ、株価の変動による利益・リスクを株主と共有することで、取締役の中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるものであり、固定報酬及び賞与とは異なる報酬枠の中で、取締役会で決議した規程に基づいて支給しています。

取締役会の実効性評価

当社は、取締役会の実効性に関して、取締役会の構成員である取締役及び監査役に対するアンケートを年1回実施し、その結果について、取締役会で共有しています。

過去3年間、同一の質問内容で各課題の改善状況をモニタリングした結果、重要事項に関する審議や内部統制の運用に関する監督の状況などは、効果的に整備、実施されていることが確認されました。一方で、取締役会の多様性や人数、取締役・監査役に対する研修などについては課題の残る結果となりました。

このような課題も踏まえ、取締役会の構成を大幅に見直したほか、新任役員に対する当社事業内容に関する情報提供の拡充などを予定しています。今後も取締役会の実効性向上のため、更なる改善施策を検討してまいります。

コンプライアンス／リスクマネジメント

コンプライアンス体制・リスク管理体制

当社は、事業活動推進に当たり関係する様々な法令を遵守し、考えられる事業上のリスクに適切に対処できる健全な事業運営体制を構築することを目的として、コンプライアンスオフィサー及びリスクマネジメントオフィサーによって構成されるコーポレート・ガバナンス委員会を社内に設置しています。また、各オフィサーと実務担当者で構成されるコンプライアンス小委員会及びリスクマネジメント小委員会を設置し、コンプライアンス及びリスクマネジメントの体制整備を図っています。

コンプライアンスに関する取り組み

遵法精神の高い企業であるために、全ての法律及び社内規程等を遵守し、社会規範として常に誠実な行動をとるよう心がけています。コンプライアンスをステークホルダーの期待に応えるという視点でとらえ、従業員一人ひとりが高い倫理観を持って行動するための指針として「わたしたちの行動指針」を作成し、従業員に周知徹底しています。コンプライアンスの浸透・定着のための推進活動をはじめ、不祥事の未然防止や早期対応、コンプライアンス徹底に向けた継続的改善を行い、一層の定着を図ってまいります。



「わたしたちの行動指針」

グローバルガバナンス構築の取り組み

当社及び当社子会社間では、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を共有しつつ、各国の法令や現地の事業環境等に合わせた自立的で責任あるコーポレート・ガバナンス体制の充実を図っているほか、子会社の責任者を当社のコンプライアンス小委員会及びリスクマネジメント小委員会のメンバーとすることで、当社グループ全体のコンプライアンス及びリスクマネジメントの向上を目指しています。

コンプライアンス領域では、昨年度に制定した贈賄、カルテル、強制労働、児童労働に関するグループ共通の基本方針を拠点ごとの運用に落とし込むためのガイドラインを策定しました。リスク管理領域では、進出国ごとにリスクマップを作成し、重大リスクに対する対策を推進しています。

企業倫理改善提案窓口 (企業倫理ホットライン) の設置

企業活動における法令違反や社内規程違反、行動指針違反などに関して相談・提案を受け付ける社内通報窓口を設けています。

また、より相談しやすい環境を整えるため、外部の相談員が受け付ける社外相談窓口も設けています。「企業倫理改善提案窓口運営内規」を制定し、提案した者及び提案内容に関する事実関係の確認に協力した者への不利益な取り扱いを禁止することによって提案者等の保護を徹底し、匿名での提案も受け付けています。

●企業倫理ホットラインの流れ



提案者より寄せられた情報は、企業倫理改善提案窓口で受け付け、直ちにコンプライアンスオフィサー及び監査役に報告されます。

情報セキュリティ

リスク管理に関する取り組み

事業活動を健全に遂行していくため、経営を取り巻く様々なリスクを把握・分析し、適切なリスクコントロールに努めています。当社の事業運営上のリスクは多様化し、その管理の難易度は高くなっていますが、リスク状況の適切なモニタリングの確保やリスク管理に関する横断的な課題対応ならびに水平展開を目的としたリスクマネジメント小委員会をコーポレート・ガバナンス委員会の下に設置し、リスクマネジメント活動を推進しています。

BCP (事業継続計画) の策定

当社は、企業としての責務(社会的責任)を強く認識し、大規模な災害が発生して困難な状況にあっても、商品の供給・サービスの提供を早期に復旧し、ステークホルダー(顧客、取引先、地域社会、株主、従業員など)の利益を守っていくために、国内各拠点でBCPを策定し、その計画を実施・維持・管理しています。



「危機対応の手引」

情報セキュリティの目的と基本方針

情報漏洩防止のための基本ルールとして、セキュリティポリシーを制定することにより、全世界のジーテクト社員が、情報資産を守り抜く意識を高め、時代の変化に対応できる情報セキュリティ体制を構築しています。

基本方針

当社の情報資産を守るために、下記内容を基本方針とする。

- 情報漏洩のリスクを理解して行動する。
- 全世界のジーテクト社員が、場所・利用技術に関係なく、同じセキュリティポリシーの下に情報管理・漏洩防止を行なう。
- 情報漏洩事例などのリスク情報は全世界で共有し、かつセキュリティポリシーに反映し、ジーテクトでの漏洩防止、再発防止に役立てる。
- 新しい情報管理・処理に関する仕組みを構築する際は、セキュリティポリシーの考え方を遵守する。
- 社会環境の変化に迅速に呼应し、先取りで対応を行なっていく。
- セキュリティポリシーは常に見直しを行なう。

情報セキュリティ教育

当社の事業を運営するに当たり、各取引先様や当社自身の機密情報あるいは、社員の個人情報等、外部に漏洩させてはいけな様々な情報が多く存在しています。基本的に情報漏洩等は、社員の機密管理に対する意識低下に起因することが大きいと考えられており、このため、情報漏洩防止に向け社員に対し機密管理に対する教育を定期的実施しています。教育方法としては、セキュリティポリシーの主な内容をまとめた「情報管理10ヶ条」の読み合わせを実施しています。